（公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部改正）

第八条　公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和三十二年政令第二百八十三号）の一部を次のように改正する。

附則第一条の三第七項中「第四条第三項第二号ただし書」を「第十三条の二第二項第一号ただし書」に改める。

附則第二条第五項中「第四条第二項第二号ただし書及び第三項第二号ただし書」を「第十三条の二第一項第一号ただし書及び第二項第一号ただし書」に改める。

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）

第九条　国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第十一条の七の二第二号中「第四条第二項第二号ただし書及び第三項第二号ただし書」を「第十三条の二第一項第一号ただし書及び第二項第一号ただし書」に改める。

附則第八条の二第一号中「第四条第三項第二号ただし書」を「第十三条の二第二項第一号ただし書」に改める。

（地方公務員等共済組合法施行令の一部改正）

第十条　地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）の一部を次のように改正する。

第二十五条の三第二号中「第四条第二項第二号ただし書及び第三項第二号ただし書」を「第十三条の二第一項第一号ただし書及び第二項第一号ただし書」に改める。

附則第五十三条の十二の三第一号中「第四条第二項第二号ただし書」を「第十三条の二第二項第一号ただし書」に改める。

（指定都市、中核市又は特例市の指定があつた場合における必要な事項を定める政令の一部改正）

第十一条　指定都市、中核市又は特例市の指定があつた場合における必要な事項を定める政令（昭和三十八年政令第十一号）の一部を次のように改正する。

第三条の見出し中「母子福祉資金」の下に「、父子福祉資金」を加え、同条第一項中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改める。

（法人税法施行令の一部改正）

第十二条　法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項第二号ヘ中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「第六条第二項」を「第六条第三項」に、「同条第三項に規定する寡婦」を「同条第四項に規定する寡婦（次号ロにおいて「寡婦」という。）」に改め、同項第三号中「母子及び寡婦福祉法第六条第六項」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法第六条第六項」に、「母子福祉団体が」を「母子・父子福祉団体が」に、「母子及び寡婦福祉法施行令」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」に、「母子福祉団体の」を「母子・父子福祉団体の」に改め、同号イ中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「母子福祉団体に」を「母子・父子福祉団体に」に、「第三十一条第三項（母子福祉団体」を「第三十一条の六第四項（母子・父子福祉団体で父子家庭の父を使用するものに対する準用）又は第三十二条第四項（母子・父子福祉団体」に改め、同号ロ中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改め、「において」の下に「同条第二項の規定に従つて」を、「事業」の下に「（同法第三十四条第二項（売店等の設置の許可等）の規定により寡婦をその業務に従事させて行われているものを含む。）」を加える。

（沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部改正）

第十三条　沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百八号）の一部を次のように改正する。

第三十六条の見出しを「（母子及び父子並びに寡婦福祉法関係）」に改め、同条第一項中「母子及び寡婦福祉法（」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法（」に改め、同条第二項中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改め、同条第三項中「が母子及び寡婦福祉法」を「が母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改め、同条第四項中「が母子及び寡婦福祉法」を「が母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」に改め、同条第五項中「が母子及び寡婦福祉法」を「が母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改める。

（国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令及び地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正）

第十四条　次に掲げる政令の規定中「第四条第三項第二号ただし書」を「第十三条の二第二項第一号ただし書」に改める。

一　国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十六号）第七条第一号

二　地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十八号）第七条第一号

（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令の一部改正）

第十五条　土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成十三年政令第八十四号）の一部を次のように改正する。

第六条第一号中「母子福祉施設」を「母子・父子福祉施設」に改める。

（平成十六年度、平成十七年度、平成十九年度及び平成二十年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度並びに国家公務員共済組合制度の改正に伴う厚生労働省関係法令に関する経過措置に関する政令の一部改正）

第十六条　平成十六年度、平成十七年度、平成十九年度及び平成二十年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度並びに国家公務員共済組合制度の改正に伴う厚生労働省関係法令に関する経過措置に関する政令（平成十六年政令第二百九十八号）の一部を次のように改正する。

第三十一条第二項第一号中「第四条第三項第二号ただし書」を「第十三条の二第二項第一号ただし書」に改める。

第三十三条第二項第一号中「第四条第二項第二号ただし書及び第三項第二号ただし書」を「第十三条の二第一項第一号ただし書及び第二項第一号ただし書」に改める。

（地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行令の一部改正）

第十七条　地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行令（平成十七年政令第二百五十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第五号中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「母子福祉センター」を「母子・父子福祉センター」に、「母子休養ホーム」を「母子・父子休養ホーム」に改める。

（平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての母子及び寡婦福祉法施行令の臨時特例に関する政令の一部改正）

第十八条　平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての母子及び寡婦福祉法施行令の臨時特例に関する政令（平成二十三年政令第百六十一号）の一部を次のように改正する。

題名及び本則中「母子及び寡婦福祉法施行令」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」に改める。

（子ども・子育て支援法施行令の一部改正）

第十九条　子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）の一部を次のように改正する。

第七条第十一号中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改める。

（厚生労働省組織令の一部改正）

第二十条　厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第十条第十九号及び第二十三号、第九十二条第八号並びに第九十六条第九号中「母子及び」の下に「父子並びに」を加える。